

医療法人社団三思医光会 介護付有料老人ホームいきいき
特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団三思医光会が設置する介護付有料老人ホームいきいき（以下「施設」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の従業者は、要介護状態の利用者に対し、特定施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でもその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 施設の従業者は、要支援状態の利用者に対し、介護予防特定施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 指定特定施設入居者生活介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------------------|
| 一 名 称 | 介護付有料老人ホーム いきいき |
| 二 所在地 | 群馬県高崎市西島町木ノ宮376-4 |
| 三 定員 | 20人 |
| 四 居室数 | 20室 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|------|---|
| 一 管理者 | 1名 | 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定特定施設入居者生活介護等の実施に際し、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 |
| 二 生活相談員 | 1名以上 | 利用者及び家族の相談に応じるとともに、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。 |
| 三 看護職員 | 1名以上 | 利用者の健康管理及び心身状態の把握を行うとともに衛生管理等の業務を行う。 |
| 四 介護職員 | 6名以上 | 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう必要な支援及び介護を行う。 |
| 五 機能訓練指導員 | 1名以上 | |

日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

六 計画作成担当者 1人以上

利用者の心身等の状況を踏まえて、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画を作成する。

(指定特定施設入居者生活介護等の内容)

第5条 指定特定施設入居者生活介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 療養上の世話
- 四 健康チェック

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- 2 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
基準回数を超える入浴 1,650円/回
外出付き添い代 1,650円/円/1時間、1時間以降30分毎に825円
- 3 おむつ代・パット代 おむつ150円/枚 パッド80円/枚
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第9条 施設は、指定特定施設入居者生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第10条 施設は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止のための措置)

第11条 施設は、虐待発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果につい

て従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 施設は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第12条 施設は、特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔特定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第15条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 施設は従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。

一 採用時研修 採用後6か月以内

二 継続研修 年1回

2 施設は、指定特定施設入居者生活介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、法人の代表者と施設の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から改定する。

この規定は、令和7年10月1日から改定する。